

WTO 協定を改正する際の国際法上の論点  
——国際交渉と国内実施——

経済産業省参事官補佐 小林 友彦

(報告要旨) 報告者は、現在進行中のドーハ 開発アジェンダ (いわゆるドーハ・ラウンド)

交渉の成果物の法的効果が確保されない恐れがあることを指摘した上で（「問題の特定」）、とりうる法的対応を検討した（「法的対応の検討」）。

「問題の特定」においては、ラウンド交渉の最終段階において閣僚会議が政治的合意として「一括受諾」（2001年ドーハ閣僚宣言パラグラフ47）を行っても、その後にWTO協定改正の発効要件である「受諾」（WTO設立協定第10条）がなされるか否かが不確定であるために、とりわけ条約関係の相互主義が制約されるWTOにおいては、「一括受諾」された合意が実現されないという問題が生じる恐れがあることが示された。

「法的対応の検討」においては、「受諾」を確保するための方策と、「受諾」なしで法的効果を確保するための方策とが区分された。前者については、合意内容を「単一の改正議定書」として一体化し、留保なしの「受諾」を求めることでもって、ある加盟国が合意の一部についてのみ「受諾」を行うことで「一括受諾」した合意の法的効果が区々になるような事態は防止できることが示された。他方で、「受諾」が行われることを完全に確保することはできないため、ある加盟国が「一括受諾」した合意の全体を「受諾」しないことによって、加盟国間で改正協定の法的効果が異なるという事態は生じることが確認された。後者については、「TRIPSと公衆衛生」を巡る議論をふまえて、「受諾」を要せずに発効させられる「有権的解釈」、「ウェイバー」、「その他の閣僚決定」という選択肢を適宜利用できることが示された。

以上の検討より、「一括受諾」された合意の法的効果を完全に確保することはできないものの、一定の柔軟な法的対応が可能であることが明らかにされた。

（質疑・討論）(1)「補論：WTO協定が改正

されると対応する地域貿易協定の改正も必要か」(レジュメに記載されていたものの報告を省略)に関して、強制実施権の不行使が合意したFTAと、その後に成立したTRIPS協定改正との関係についての小原喜雄会員（神戸大学名誉教授）の質問に対しては、「前法と後法の関係」及び「一般法と特別法の関係」を併せて考慮しても、FTAの規定が優先するためTRIPS協定改正の法的効果は制限される旨回答がなされた。(2)「一括受諾」された合意を「受諾」しないという政治的判断を加盟国が実際に行う可能性についての宮野洋一会員（中央大学）の質問に対しては、「一括受諾」が成立した時点で主要国に政治的困難はないと想定できるものの、中小国の政治的動向は不透明である旨回答がなされた。(3)「一括受諾」と「受諾」の乖離に対する加盟国の認識についての古川浩司会員（中京大学）の質問に対しては、これまであまり意識されていない旨回答がなされた。(4)合意を「受諾」した国としない国の間での相互主義の適用についての繁田泰宏会員（大阪学院大学）の質問に対しては、譲許表の一体性、最恵国待遇義務、貿易救済措置の差別的適用の困難さ等により、WTO協定の改正の場合は相互主義の機能が制限される旨回答がなされた。(5)荒木一郎会員（横浜国立大学）からは、(イ)ラウンド交渉で譲許表を改正する際の「譲許表修正手続」の機能、及び、(ロ)差別的権利義務関係が生じることを合意することの可否について、確認が求められた。これに対しては、いずれも荒木会員と同じ理解であり、(イ)については、譲許表修正手続はウィーン条約法条約 ILC 草案第38条の「事後の慣行による改正」と見ることができる旨、(ロ)については、異なる権利義務関係が生じることを合意すること自体は問題でないものの、「受諾」がばらばらになされることによって当該合意の法的効果が区々になるとすれば問題となると考

える旨コメントがなされた。